

●介護給付費等の振込先及び口座番号等の変更方法について

令和8年9月より、介護給付費等の振込先及び口座番号等は、電子請求受付システムの「介護給付費の請求及び受領に関する届出」より変更できます。

ただし、現在、伝送請求をされていない事業所（電子請求受付システムID・パスワードを持っていない事業所）は、ID・パスワードの発行にかかる期間にご留意いただき、手続きを行ってください。

参考：電子請求受付システムID・パスワードの発行期間について（フロー図）

※令和8年12月までは、今までどおり、「介護給付費の請求及び受領に関する届」（控え）を赤字で訂正し変更を依頼していただくことも可能です。

また、インターネット請求への変更や代理請求については、今後も紙提出での取り扱いとなりますのでご注意ください。

電子請求受付システムから変更可能

- ・ 請求者及び受領者（口座名義）の変更
- ・ 振込先及び口座番号の変更

電子請求受付システムから申請**不可**

- ・ 請求方法の変更
- ・ 代理請求の変更